

平成28年 第25回
教育委員会臨時会会議録

平成28年11月21日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2460号

平成28年第25回臨時会

日 時 平成28年11月21日（月） 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	青 木 康 平
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	澤 孝 一 郎
	委 員	田 谷 克 裕

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	益 口 清 美
	庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
	教育政策担当課長	山 田 康 友
	学 務 課 長	新 井 樹 夫
	学校施設担当課長	奥 津 英 一 郎
	学校整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	横 尾 恵 理 子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	佐 藤 珠 実

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第2 教育長報告事項

- 1 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について
- 2 学校選択希望制集計結果について
- 3 新入学学用品・通学用品の支給月変更について
- 4 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正の概要について
- 5 生涯学習推進課の10月事業実績について
- 6 生涯学習推進課の各事業別両状況について

- 7 生涯学習推進課の12月事業予定について
- 8 図書館の10月行事实績について
- 9 図書館の10月分利用実績について
- 10 図書館・郷土資料館の12月行事予定について
- 11 12月指導室事業予定について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成28年第25回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

まず、本日の日程第2、教育長報告事項の運営方についてお諮りいたします。日程第2の1「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について」、日程第2の4「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正の概要について」ですが、この2件につきましては、日程第1 審議事項の1、議案第88号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の条例改正に基づき、一部改正する規則のため、日程を変更しまして、日程第2の1、4の順番で行い、その後日程を戻して日程第2の2、3の順に順次報告を受けたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は田谷委員にお願いします。

日程第1 審議事項

1 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 それでは審議に入ります。日程第1、議案第88号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第88号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。議案資料ナンバー1になります。

資料の構成ですが、1ページから条例の案文で、9ページからが新旧対照表でございます。最終23ページに改正の概要が載せてございます。以上の構成で資料をご用意いたしました。

特別区人事委員会でございますけれども、去る10月11日に職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。その概要につきましては、10月25日に開会されました教育委員会臨時会で報告をしたところでございます。その後、特別区職員労働組合連合会と交渉がございまして、先週11月17日に勧告どおりの内容で妥結したところでございます。

このため、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例を一部改正する必要が生じたので、本日議案として提出し、ご審議いただきたいと存じます。

このたびの改正内容でございますけれども、3点でございます。資料の23ページをご覧ください。改正の概要でございます。

まず初めに民間給与との差、公民格差でございますけれども、こちらを解消するために、条例第

6条に基づく別表、ページから行きますと12ページからが給料表、このような形で、各1級から4級までこの別表に基づいて給料月額が決まっているところですが、こちらの給料表につきまして0.15%引き上げる改定を行うものでございます。改定は平成28年4月1日に遡求して適用したいと考えてございます。

2点目でございます。平成28年度の期末勤勉手当についてでございます。民間企業におきます特別給の支給状況を勘案いたしまして、条例第30条で規定しております年間支給月数を0.1月引き上げることといたしまして、その0.1月については勤勉手当に割り振ることといたします。

この勤勉手当でございますが、6月と12月に分けて支給しておるところでございますが、今年度、既に6月分の支給を終えておりますので、この引き上げ分0.1月分全て、12月支給の勤勉手当に割り振ることといたします。施行期日は改正条例の公布の日となります。

3点目でございます。今年度の勤勉手当は今申し上げましたとおりですけれども、平成29年度につきましては、6月と12月に支給しております勤勉手当それぞれに、0.05月ずつ割り振ることといたします。合わせて0.1月の引き上げ分ということになります。こちらの施行期日は平成29年4月1日を予定してございます。

なお、本議案について本日ご決定いただきましたら、第4回区議会定例会に追加議案として提出する予定としてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明に対してご質問・ご意見があれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○澤委員 これは今、庶務課長の言われたように基本的な考えは、民間企業の賃金の動向に基づいてということですが、この0.15%というのは平均ということですか。0.15%引き上げというのは、一律0.15%引き上げられているのか、その辺がどうなのかなということ。というのは、12ページの改正案の一例ですけれども、例えば1級の方の44号級256,700円となっていますね。それで、16ページの現行ですと1級の44号は256,500円だから、わずか200円上がっているだけです。で、同じ4級の44は421,600円が改正案で、現行は420,100円だから1,500円ぐらい上がっています。だからパーセンテージが随分違うということなのですから。

○庶務課長 この0.15%は平均額でございます。実際の改定率は1級から4級までであると申し上げましたが、1級は若手の方ですけれども、1級で行くと改定率は0.5%のところもございまして、この職務によって0.1から0.5まで幅がございまして、平均すると0.15%ということでございます。

○澤委員 幅があるんですね。なるほど、分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 分かったようでよく分からないので、簡単な説明で結構ですが、この職務の給与が1級から4級というのと、号級の1から44、もっとあるのですか。すると号級は何号級まで、16

9号級ぐらいまであるのですか。簡単に言うとどんな感じでこの職員の給与は分けているのですか。

○指導室長 まず1号級というのは教諭でございます。ですから、最初に採用されますと、この号級が割り振られることとなります。そして2級というのは、これは主任教諭の選考に合格した、主任教諭の給料表になります。そして3級が副園長、4級が園長の給料表ということになります。

庶務課長の話のように、この昇給幅というのが、昇格意識を高めてもらうために上に手厚くという趣旨で、多少差がついているとお考えいただければよろしいかと思います。

○小島委員 1号級から160何号級まであるのかな。169ですか。これはどのような分類ですか。

○指導室長 まず大卒で入りますと1級の13号級からスタートします。こちらが今細かく1号級ずつ出ておりますけれども、毎年定期昇給としては、特に分限処分等がなければ4号ずつ進んでいくこととなります。従いまして160いくつまであるということです。

○小島委員 40何年勤めると169になる。

○指導室長 そうですね。その間に特別昇給等もあるということで、この160いくつまでの給料表になると思います。

○小島委員 大体分かったようで何となく分かってない。

○教育長 先程の澤委員のご質問に関連して、確か今回の人事委員会勧告で、責務が重いところに重きを置くという方針が出ていたのではないかと思います。その年度ごとに、人事委員会から方針が出ます。

○澤委員 要するに、簡単に言ってしまうと、民間がこれだけ上がっているから、0.15%上げようと。けれどもそれは一律ではなくて、人事委員会の方針で今回は若い人に重点とか、幹部に重点とか、その辺の裁量はあるということですね。

○教育長 人事委員会ですらそういう方針を出しているのです。確かそうでしたよね。

○庶務課長 先日勧告の概要をご説明したときも触れましたが、やはり管理職の職責の高まり、こちらを考慮して、上の方にちょっと引き上げを強めたというのが、今回の特徴でございます。

○澤委員 それで、ついでなので、これで何年目になりますか。20年間ぐらいずっと上がらなかったではないですか。

○小島委員 3、4年。

○澤委員 3、4年ですかね。

○庶務課長 毎年ご報告をしておりますけれども、26年度から3年続けてです。ちなみにその前5年間はマイナス勧告、それ以前は改定なしというところなんです。ここ3年については引き上げ勧告ということなんです。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第88号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第88号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立幼稚園教育職員の人事について

○教育長 次に、議案第89号「港区立幼稚園教育職員の人事について」です。この議案につきましては人事に関する案件のため、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

(非公開審議)

日程第2 教育長報告事項

1 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について

○教育長 次に日程第2、教育長報告事項に入ります。「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について」、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について」ご説明いたします。資料ナンバー1をご覧ください。

先程ご審議いただきました給与条例の改正を受けまして、区議会定例会で、追加議案で出された条例改正議案が議決された場合でございますが、本規則の一部改正が必要となっております。条例改正議決後、速やかに規則改正が必要ということでございますので、改めまして教育委員会でご審議、決定していただく必要がございます。本日はその概要についてご報告するものでございます。

本規則の第4条では支給割合を規定してございます。勤勉手当の引き上げは0.1月分ということになってございます。28年度につきましては6月、既に支給を終えているということから、12月の勤勉手当に割り振るということでございます。

29年度につきましては、6月と12月、2回支給しておりますこの勤勉手当のところは0.05月ずつ割り振るということで、支給規則を改正するものでございます。

平成28年度の適用分については、条例を一部改正する条例が区議会で議決された後、速やかにご審議いただきます。29年度適用分につきましては、その後、改めまして年度内に教育委員会でご審議いただいて、ご決定いただきたいと思いますのでございます。

施行の期日でございますが、28年度適用分については公布の日、29年度適用分については平成29年4月1日を予定してございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。

○澤委員 別段質問ではないのですけれども、こういう措置は昨年度もありましたね。今年度は期末というか、年度末に、一まとめにして、次年度はそれを二つに分けてというのは、確か去年もあ

りましたね。

○**庶務課長** どうしても勧告の労使協議の妥結時期が11月ということになりますと、6月を既に終えておりますので、やむなく12月にまとめてという手続は、こういう引き上げがあると、これまでも同様なことになってございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**小島委員** 改正時期なのですが、平成28年度と29年度に分けて改正することになっているのですが、これ、議会で条例が通ればその後、28年度分、29年度分を改正してしまえばいいのではないかと思うのですが、なぜ分けるのですか。

○**庶務課長** 条例の上げ幅は上限額ということで、これで行けば0.1月分ということになりますけれども、具体的な割り振りが規則で決まっているもので、どうしても別途規則を改正する必要があります。

また適用する部分というのが、繰り返しになりますけれども6月と12月が、今年度も既に6月を終えていることから、執行については公布の日等で、実は12月1日が12月の勤勉手当の支給基準日ということになっておりますので、そこに合わせて規則を一旦改正する必要があるということでございます。

また29年度の扱いは、これが通常形でしょうか。2回に分けて割り振るとというのが基本的なスタイルですので、そちらと、それぞれ適用する規則はその都度改正していくということになります。

○**小島委員** 中身は確かにそうですが、決まってしまうのだから、一緒に改正していいのではないですか。

○**澤委員** 庶務課長が言っているのは、今年度は0.1%上げなくてはいけない。しかし、もう6月は払ってしまっているから12月に上げるしかない。だけれども、本来0.1%というのは2回に分けて原則支給するので、それはもう29年度は、だから2回に分けて支給するようにすると。

○**小島委員** 中身の話でしょう。だから、決まったのだから、改正も一緒にやっつけてしまえばいいのではないかというのが私の意見です。

○**教育長** 小島委員がおっしゃっておられるのは、規則の一部改正を本則である29年度以降の部分で、6月に0.05、12月に0.05で改正して、付則か何かで28年度はこうしますよというやり方はできないのか、まとめて1回にはできないのかということですよ。

○**小島委員** そうです。まとめて1回にしてしまえばという話です。

○**庶務課長** 勉強不足ですみません。法規担当と確認して、付則改正を手段として、そういう方法がとれるかどうか、後で回答させてください。明快に答えられなくて申し訳ございません。

○**小島委員** いえいえ、なぜかなという疑問でして、そんな大きな問題ではありません。

○**教育長** 区の職員も同じような扱いなので、そちらと同様の扱いになるのでしょうか。

では、それは確認するという前提で、この案件はよろしいでしょうか。

4 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正の概要について

○**教育長** それでは次に、「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正の概要について」、説明をお願いします。

○**指導室長** それでは、港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部の改正について、ご説明いたします。本日もご報告させていただき趣旨につきましては庶務課長の説明のとおりでございます。改めて特別区人事委員会における給与勧告等に基づきまして、幼稚園教育職員に関する条例が今後一部改正されて、給料表の改定が行われるところでございます。本件の規則の改正は、幼稚園教育職員の給料表の改定に伴って、本案規格、別表はちょっと分かりにくい表なのですが、別表第三としての昇格時対応号給表の改定を行うものでございます。

なお、昇格時対応号給表とは、職員を昇格させる場合に昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格後の号給を定めたものでございます。ちょっと分かりにくいのですが、資料の3ページから6ページまでが改正案の昇格後の対応号給表となります。7ページ以降が現行の昇格時対応号給表でございます。

実は先程ご審議いただいた給料表に基づいてご説明をさせていただいた方が分かりやすいところなのですが、例えば今、主任教諭で、2級職の70号給を受けているそれは、381,700円というものに対して、副園長になりますと昇格に合わせた上げ幅もあるのですが、398,400円、これが実は3級の50号給に当たると。これが改正になりますと、実は3級職の49号給だと。ただその金額自体は398,400円だったものが398,500円となって、その現行の給料表よりも号給は下がるのですが、給料表上は、金額が上がっているという形になって、その差を3ページから6ページまでのところにつけているものでございます。全ての号給が変わるというわけではなく、その一部分の昇給分に、今申し上げたようなずれが出てくるところがそれに当たるといことです。主任教諭から副園長に昇格した場合の例を一つ挙げさせていただきました。

なお改正時期でございますけれども、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が、先程来の話のように港区議会第4定例会におきまして議決された後、速やかに改正を行うものでございます。施行期日はさかのぼりまして平成28年4月1日でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、概要の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ちょっと分かりづらいですね。議案資料ナンバー1の、具体的にこの号給でこの金額をもらっていた人が、改正されるとこれになりますと、表を使って説明してください。

○**指導室長** では、そうさせていただきます。まず議案資料の3ページ、2級ですから左から3列目の70のところをご覧ください。382,000円となっています。この382,000円というのは、今日お渡しした教育委員会資料ナンバー4の4ページをご覧くださいと、その一番左が現在の号給ですので、70をご覧ください。主任教諭として70号給であるものが、右に2列ずれますと、副園長の給与表になりますので49号給になります。もう一度議案資料ナンバー1に戻っていただきまして、改正案の49を見ると398,300円になります。

○**小島委員** 398,300円。同じですね。これが変わらないのはどうしてですか。

○指導室長 申し訳ありません。ちょっと勧告前の給与表とこちらが持っているものと違っているようです。

○庶務課長 申し訳ございません、議案第88号の2ページからの別表第一をちょっと確認させていただきます。

○小島委員 そうですね。この表をもう一度検討してください。

○教育長 それでは、この報告事項は保留にさせていただきます。

2 学校希望選択制集計結果について

○教育長 それでは次に、「学校希望選択制集計結果について」、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、学校希望選択制集計結果についてご報告をさせていただきます。教育委員会資料ナンバー2でございます。前回の当委員会で中間の集計状況についてご報告したところでございますけれども、今回結果を取りまとめましたので、改めてご報告をさせていただきます。

なお、この結果につきましては11月18日金曜日から、学務課あるいは学校での掲示やホームページで公表してございます。

教育委員会資料ナンバー2の1ページが小学校です。

1の抽選実施校のところをご覧ください。今年度の小学校の抽選実施校でございます。芝、御田、高輪台、本村、東町小学校の5校が抽選実施校となっております。昨年度はこれ以外にも御成門と白金の丘小学校の2校が抽選となっておりますので、今年度は抽選校が2校減少してございます。

右側の小学校の集計表をご覧ください。表の見方は前回お話ししておりますが、例えば上から2番目の芝小学校で言いますと、学区内の方、または意思表示されていない方、あるいは今後私立に入学する方もここに含まれております。ですから、今後4月までの間に、ここから人数が減っていくということでございます。その合計数が62名です。そして他の地域から芝小学校を選択した方が90名ということで、計152名が入学予定者となっております。また、兄弟がいる場合ですが、優先枠としておりますので、芝小学校の場合は5名が抽選より優先されるということでございます。この芝小学校につきましては、過去の入学率等の状況から受け入れ上限数を越えるという判断をいたしました。過去の統計からどのくらい4月までに減っていくかというのが大体分かりますので、それを入れると受け入れ上限数を越えてしまうという判断をいたしまして、抽選を実施してございます。同様に、御田、高輪台、本村、東町小学校については抽選を実施させていただいています。

それ以外の学校については受け入れ上限数を越えないという判断をいたしまして、抽選の対象外といたしました。

今年度の傾向を簡単に申し上げます。まず、芝小学校でございますが、昨年度の通学区域内の入学予定者は49名でした。児童数が少し増えていますが、問題はその隣、通学区域外からの希望者数です。昨年度は66名でしたが、今年度は90名に増えております。芝学区域内からは62名が希望をしているということです。

それから、芝浦小学校ですが、毎年増えて、少し心配な部分があるのですが、昨年度、通学区域内が188名でございますので、概ねこれは予想どおりかと思えます。7クラス程度になるのではないかなと考えております。

それから、白金の丘小学校でございます。昨年度急に増えまして、3クラスの予定が、4クラスになってしまいましたが、今年度は144名となっております。昨年度も144名で、ほぼ同じということでございます。

それからその下の南山小学校でございますが、通学区域内が昨年度41名ですから、学区域の児童数が、少し増えているということでございます。ただ通学区域外からの希望者が昨年度は9名でしたが、7名に減っております。国際学級の影響というのは、学区域外から何人来るかというところですけども、それは余り影響がないようで、昨年度より計として10名の増でございます。

それから本村小学校でございますが、これは通学区域内が昨年度54名だったのですけれども、人口増ということで増えてございます。結果、昨年度の74名から28名増えて102名になっております。

それから特に注目すべきは東町小学校でございます。昨年度は予想を超えて3クラスになってしまいましたが、今年度は一番左の通学区域内の60名、昨年度は76名でございましたので、人口減ということで16名減っています。それからもう一つは通学区域外なのですけれども、こちら昨年度は50名あったのですけれども、これが32名に減っております。この辺が特徴的かと思えます。

国際学級は、今のところ東町小学校が隣接で4名、学区域外で4名、計8名が希望なさっているということでございます。昨年度6名ですので、少し増えたということです。

南山小学校は、隣接学区域は0、それ以外の指定校変更ということで3名から6名の方が入学を予定なさっています。検討中の方が数名いらっしゃるのですが正確ではありませんが、3名から6名くらいではないかと考えております。

小学校は以上でございます。

次に、2ページの中学校の方をご覧くださいませでしょうか。

まず、抽選実施校ですけれども昨年度と同様、三田中学校と高松中学校の2校が抽選実施校となっております。今年度の傾向でございますが、まず三田中学校の合計数が昨年度は201名だったのです、今年度は234名ということで、少し増えております。

また高松中学校は昨年度の318名から今年度293名ということでやや減かと思えます。ただこれは通常の増減の範囲で、この2校で増減を繰り返して、大体抽選になっております。

もう一つ、六本木中学校ですが、合計数は、昨年度が105名で、今年度は135名です。増えた理由は、通学区域内の入学予定者数が昨年度は68名だったのです、今年度は105名に増えたからです。ですから、通学区域外から希望者数が増えたわけではないということです。ちなみに昨年度は、通学区域外は37名でございます。ですから、逆に減っているという傾向でございます。

中学校は以上です。

抽選対象の方には公表と同時に個別に通知をしております。抽選は12月9日です。区役所9階の911・912会議室で、小学校については午前10時から、中学校については午後1時半から公開で実施します。最終的には1月に各ご家庭に就学通知を発送し、正式に認定ということになります。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。よろしいですか。

○小島委員 港区全体では児童数が増えているのは間違いないですね。

○学務課長 増えています。

○小島委員 この各小学校中学校の学区域内の子どもについては、今の話によりますと、結構変動があるということになりますかね。地域によって増えたり、減ったり。

○学務課長 全体数としては、例えば昨年度比で言うと学区域内は1,600名です。本年度1,756名ということなのでやはりこれは増えています。ただ、学区域によっては母数が小さくなりますので、これは変動がございます。ただ全体的には増えている傾向でございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○澤委員 では、南山小学校ですが、先程、学務課長から説明があったように、国際学級開設ということは、皆さん知った上で希望届けを出していただいているわけです。ただ学区域外からの数が余り大きな違いはないということですね。ただしESCを希望されているお子さんが3名から6名と言われました。ですから、それはそれで大体予想どおりということですかね。

○学務課長 南山小学校は、もう少し通学区域外から増えると考えていたのですが、意外に増えませんでした。去年の東町小学校を見ると、この後に学区域内に転入してくるという事例もありましたが、今のところは、昨年度とほぼ同じということです。

国際学級につきましては、これは指定校変更の方で、第1志望は東町小学校、第2志望は南山小学校ということでしたが、東町小学校が抽選になってしまいましたので、第2志望の南山小学校を希望なさっているということでございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 ちなみに抽選から漏れた子どもはどうなるのでしょうか。

○学務課長 漏れた方はその後抽選ではないところに再選択ができますが、その時期が終わりますと指定校に行っていただくこととなります。

○教育長 よろしいですか。

○小島委員 六本木中学校の英語ネイティブコース。それは外国籍の子ども申請できるのでしょうか。

○教育政策担当課長 外国籍の子ども日本の生徒も、どちらも希望できます。

○小島委員 それはそのコースにということで、今回の選択制で希望票を提出するのですか。

○学務課長 それは教育課程ですので、今回の学校選択と、ネイティブコースに入るということは関係ありません。これはあくまでその学校に入りたいという選択希望です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正の概要について

○教育長 それでは次、先程の日程2の4はもうよろしいですか。

○庶務課長 議案資料ナンバー1の表の見方についてご説明申し上げます。

先程3ページと申し上げましたが、これは改正案の表で、実際に新旧を比べる場合は、その後の新旧対照表となっております12ページからが改正案で、16ページからが現行の表ということで、ここで違いを比べていただくと分かるかと思しますので、これで説明させていただきます。

○教育長 それでは、先程保留にしました、「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正の概要について」、説明をお願いします。

○指導室長 議事の運営をおくらせてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。今回昇格、昇給に関する規則の改正ということで、給料表が大変複雑で分かりにくいこと、大変申し訳ございませんでした。

まず簡単に言うと、主任教諭から副園長に昇格した場合にどの給料表に移るかということで、先程主任教諭の給料表について述べた関係でちょっと複雑になってきましたので、今、庶務課長の説明のとおり、まず改正案の13ページの49号給のところ、右から2番目ですね。398, 300円という数字をまずチェックをお願いいたします。そして17ページをおあげいただきまして、こちらの50号給のところの、これは現行でございますけども、昇格時に398, 400円になるということがございます。実際に現行ですと、実際、もともとの主任教諭のときの給与も若干違うわけですけども、これが今、50号給というこの398, 400円という給与になるところが、今回の新しい給与表では同じ50号給ではなくて、398, 300円という49号給のところ昇格時に行くという。そういうことをこの表に示しています。単純に言うとそういうことでございます。

で、そこでなぜそれが398, 300円なのかというのは、実際に例えばこれを50号給にしてしまうと、399, 200円になってしまうと、上げ幅が、これが17, 200円になるのです。実際にこの現行の398, 400円というところへ上がる場合には、16, 700円分給料が上がります。改正案ではこの49号給になると、16, 300円になるということで、給料が上がる形になります。

従いまして、給与制度の色々な仕組みの中で計算した場合に、50号給ではなく、昇格した場合には49号給を給与として与えるという形になっているとご解釈していただければよろしいかと思えます。お分かりいただけましたでしょうか。

ですから、差が大きく、規則が変わって給料表が変わったとしても、その昇格したときの給与の上げ幅というのは、給与制度の仕組みの中で計算方法が決まっているということです。以前は「1級から4級までを一律に0.3%給料を上げます」というようなことであった場合には、こういったことはあまり起こらなかったのですが、先程来の説明のとおり、上げ幅が0.1%だったり、0.2%だったりとはさまざなため、こういったものが生じているとご解釈をいただければと存じ

ます。説明が分かりにくくて申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○教育長 いかがでしょうか。

○小島委員 そうすると、前は例えば50何号給の人が、副園長に昇格した場合に今度は何号給というのですかね。その人それぞれ、何号給から何号給になるのかというのはどうやって分かるのですか。

○指導室長 その主任教諭のときの号給がそれぞれさまざまですので、昇格時対応号給表を個別に確認することになるのですが、先程申し上げた例でいえば、16, 300円分主任教諭のときの給与から上がったところの副園長の給与表のところに当てはまったということです。

○小島委員 上がる前の給与はこれで、上がった後の給与がこれだと。そうすると、上がった後の号給は「ではここだ」となるのですか。私は逆かと思っていたのですが。給与に合わせてから号給が決まる。これで分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 そうすると、2ページから始まるのと12ページから始まるのと、16ページと12ページのは分かるのですけども、2ページは、この表は、同じ給料表と書いてあるのですけど、これはどういうことなのでしょう。

○庶務課長 1ページから8ページまでは今回の改正条例の案文そのままということですので、2ページからの表と改正案の新旧対照表の12ページからの表は同じです。

○田谷委員 同じということでもいいのですね。

○庶務課長 比較する上では、12ページからと16ページからを比較していただくということです。

○教育長 先程は同じものを比較していたのですね。参考資料か何かで別にするとう分かりやすいと思います。

○小島委員 さっきから同じ表を比較していたわけですよ。同じになるのは当たり前ですね。

○教育長 今後、工夫させていただきます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 新入学学用品・通学用品費の支給月変更について

○教育長 それでは、「新入学学用品・通学用品費の支給月変更について」、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、教育委員会資料ナンバー3をご覧ください。「新入学学用品・通学用品費の支給月変更について」です。これはいわゆる入学準備金でございます。

初めに1の現状のところをご覧ください。新入学学用品・通学用品費についてはこれまで、公立中学校への入学を確認した後に支給をしておりました。この理由でございますけれども、まず就学援助の要件の港区にお住まいであること。それから国公立の小中学校に入学していることが要件でございます。私立は要件に入っておりません。そこそのため、実際に国公立に入った後、7月、8月に支給をしておりました。ただ、実際に必要なときに必要なお金が手元にないということになっ

てしまいますので、その辺は課題でございました。

今後でございますけれども、支給月の変更ということで、小学校6年生の保護者が入学前にあらかじめ標準服等を購入できるように、この準備金の支給を小学校6年の2月に変更させていただきまします。その下の表は、変更前・変更後ということで、就学援助、就学奨励、それぞれ支給月を変更をさせていただいております。

なお、アスタリスクのところは就学奨励のご説明です。基本的に就学援助というのは生活保護世帯の基準の世帯の前年所得がその1.2倍以内ということでやっているのですが、就学奨励については、特別支援学級に在籍の方が対象で、もうちょっと要件を緩くして、第1区分は1.5倍未満、それから第2区分は2.5倍未満ということで、金額は半額ですが、より高収入な方にも支給していくという一対の制度でございます。

3は、支給予定人数と支給予定金額でございますけれども、小学校6年生で支給するというところで、就学援助が168名で約450万円、就学奨励は1人で約1万3,000円でございます。

今後のスケジュールといたしましては、12月に文教常任委員会に報告し、29年の1月に学校長へ話をし、2月下旬に新入学用品・通学用品費の支給をさせていただくことにしております。

簡単ではございますけれども、説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ございますか。

○小島委員 例年7月8月を今度2月にということで、実際に受けるご家庭にとってはありがたいことだと思うので、これはなかなかいいと思います。議会でも大分この件で質問等があったわけですが、これでよかったと思います。

あとは就学奨励のところ、認定区分が1ないし3区分あって、就学援助の2分の1の額を支給しますとあるのですが、ここら辺がよく分からないのですが、認定区分の1ないし3というのはどういう基準で認定しているのかということと就学援助の2分の1というのはどういう意味ですか。

○学務課長 特別支援学級に在籍する児童の方で、収入額が生活保護基準の1.5倍未満の方が第1区分ということです。ですから、就学援助より高収入な方でも対象となります。

それから第2区分というのは2.5倍未満の収入の方です。ちなみに第3区分は2.5倍以上になります。ただし、第3区分の場合、支給される項目が少なくなりますまた、もし同じ項目が第1、第2区分にある場合は半額になります。

○小島委員 一律半額じゃなくて、第3区分の人で。

○学務課長 同じ項目がある場合は半額ということです。例えば学校給食費だとか学用品購入費だとか、第1区分と就学援助と同じ項目があるのですが、その同じ項目の場合は2分の1になります。

○小島委員 全額じゃなくて。

○学務課長 そうです。

○小島委員 同じ項目は全額で、ない項目については2分の1と。

○学務課長 同じ項目については、就学援助では全額、就学奨励ではその半額ということになります。

○小島委員 だからその半額というのはどんなポリシーで半額になっているのかが、よく分からないのですが。

○学務課長 やはり就学援助の方に比べて、収入がかなり多いということもございます。そういう意味で、その多い分で賄っていただくということで、こちらから支給する金額は半額となっております。

○小島委員 ただ3の就学奨励の該当者が「1人」と書いてありますよね。そうすると予算的にはそんなに使っていないので、余り半分にしなくてもいいのではないかという気がするのですが、やはり先程言ったように1、2、3区分で、就学援助よりも就学奨励の方が収入が多いので、だから半分だよというポリシーになるわけですね。

○澤委員 区としてはもちろん小島委員が言われたように、議会からもそういう要望があったし、いいのですけども、今まで7月、8月に支給していた理由は、先程学務課長が言われたように入学を確認した後というそういう条件があつてのことでした。では今回2月に支給する場合に、その確認はどうやってやるのかということは、どうなのでしょう。

○学務課長 確かにそういったお考えがあるかなと思います。

私立が大体決まるのが2月の初めでございますが、その後第二次募集などというのがありまして、まあ2月中がぎりぎりかなというところがあります。

ですから今年度まではそれをもう本当に確定させてということだったのですけれども、ある程度、今回は確定した段階で認めるということです。

○澤委員 まだ若干確定的ではない部分もあるけれども、ぜひとも援助が必要な方の便宜を図って教育委員会としては、8月から2月に支給する決断した。そういうことですね。もし支給した後に私立へ行ってしまったという場合は、回収するということになるわけですか。

○学務課長 おっしゃるとおりです。その後私立に行ったということであれば、今年度支給する要件は私立に行っていないことですから、その要件に反することになりますので、来年度以降それが判明した場合は返還を求めることになります。

○小島委員 それは支給するときに、そういう条件としてはっきり書いてあるのですか。

○澤委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 この就学援助に対応するような幼稚園入園の入園援助というのはなかったですね。

○学務課長 今のところございません。

○小島委員 どうですか、薩田委員。

○澤委員 でも義務教育ということもあります。

○小島委員 幼稚園入園は小学校入学と比べて余りお金かからないのかな。

○薩田委員 公立と私立で多少違います。公立に入れない場合もありますし、色々あります。

○小島委員 ちなみに公立の幼稚園に入園するときに入園料等の費用は少ないという考えですか。

○学務課長 それは課題ではございます。就学援助というのは学校教育法で、市町村は必要な援助

を与えなければいけないということが定められています。ただ幼稚園についてはそういう規定はございません。

それから、新入園児ですが、やはり帽子を買ったり制服を買ったりかばんを買ったりということで、それなりに費用がかかっているという状況はございます。

○小島委員 そうすると、これからの子どもの未来を明るくする政策から行くと、幼稚園にもそういう援助をしたらいいのかという気がします。総合教育会議でも、子どもの未来応援が議題ですが、会議でもいろいろ発言させていただきたいと思っています。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 5 生涯学習推進課の10月事業実績について
- 6 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習推進課の12月事業予定について
- 8 図書館の10月行事実績について
- 9 図書館の10月分利用実績について
- 10 図書館・郷土資料館の12月行事予定について
- 11 12月指導室事業予定について

○教育長 それでは次に、「生涯学習推進課の10月事業実績について」、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」、「生涯学習推進課の12月事業予定について」、「図書館の10月行事実績について」、「図書館の10月分利用実績について」、「図書館・郷土資料館の12月行事予定について」、「12月指導室事業予定について」、この7件の定例報告については、配布資料のとおりです。

各案件について、ご質問はございますか。

○澤委員 では、せっかく集計していただいたので、ちゃんと見ました。この各事業別利用状況、教育委員会資料ナンバー6の6ページ7ページで、スポーツセンターの利用集計、一番下の合計の欄で27年度と比較すると、毎月かなり増えています。10月は少し違いますが。

それともう一つは、運動場等の利用も、下の方の合計欄のところ、これも結構増えています。場合によっては2,000人とか。これは、住民が増えているからということですか。それとも何か、例えばスポーツセンターは指定管理者が色々な催し、イベントをやっていて、それが徐々に区民の皆さんに浸透してきているとか、そういうことですか。

○生涯学習推進課長 澤委員がおっしゃったこともあると思います。もともと港区の人口自体が増えてきているというところがございます。特にお子さんを中心にどんどん増えてきているというところがあります。

それで、スポーツセンターは26年の12月に新しくオープンしてから、指定管理者の方で、新しい施設をより使っていただくためにということで、色々な催し物や自主事業をやって、お客様を呼ぼうという工夫をしているところということがつながって、より実績が多くなってきていると思

います。

また、運動場も増えているというところもありますし、オリンピック・パラリンピックの機運醸成とか、全体的に国民自体がスポーツに興味関心を持って、公的な施設を使って健康増進を図ろうというような思いに私たちも応えられるように、よりサービス拡充をしていかなければいけないと思っております。

○澤委員 なるほど、ありがとうございます。

それともう1件、資料ナンバー7の上から二つ目の枠の「生涯学習関係（指定管理者）」の行事というか、イベントの事業の中で7日かな。「まなび屋講座『エンディングノートの作り方』」とあるのですが、これはどういうことですか。遺言書みたいなこと。

○生涯学習推進課長 そうですね。エンディングノート、まさに人生を自分らしく締めくくりますよというようなことで、終わるときにどういったことを書いて、近隣の方とか家族の方とかに託したらいいのかというようなことを、教えていただくという形で、NPO法人の人生丸ごと支援という、そういうところから講師をお招きして、実施いたします。

○澤委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

○小島委員 12月の指導室の最後のところですが、「進路指導主任会（キャリア教育連絡会）」と書いてあって、セミナーのやる内容として、キャリア教育の取り込みとプラス本年度の進路出願状況とあるのですが、ちょっと分らないのですが、進路指導の関係とキャリア教育というのは同じ部会というか、同じ委員会で一緒にやっているのですか。

○指導室長 基本的にはこの進路指導主任というのは、中学校は必置主任として置かれております。この進路指導主任、中学校は実務的には当然、上級学校への進学にかかわる部分を担当します。一方、進路指導主任会には小学校の教員もおりますので、小学校では進路指導という形では置かずに、キャリア教育の推進という考え方で担当している場合もございます。

ですので、小学校・中学校では、進路指導主任会で行う内容というのは、若干異なる部分もあります。まず、将来にわたって自分がどういう道筋を描いていくかという教育というのは、単純に上級学校への進学だけではございませんので、そういったことを総合的に捉えて考えていく必要があります。決してキャリア教育イコール進路指導ではないですけれども、こういう枠組みの中で、小・中学校が分かれて行うこともありますし、小・中学校一緒にこの将来に向けてどういう教育をするのかということも合わせて行っているところでございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○生涯学習推進課長 1点補足で説明をさせていただければと思います。

資料の5でございますが、生涯学習推進課の10月の事業実績というところで、一番上段の生涯学習関係、生涯学習推進課で行った10月19日、毎年行っている子どもセミナー事業でございます。いわゆる「われら区役所たんけん隊」ということで、小学生のお子さんが区役所の色々な部署を訪問していただくという事業を、無事に終了させていただきました。当日は薩田委員にもご出席

いただきまして、今までで最高の人数、135人の参加をいただきました。

今年70周年ということで銘を打って、内容も新たに工夫させていただいたところがございます。区役所自体が大規模改修中で、9階の大会議室を使えないということがありまして、区議会にご協力をお願いしまして、議場を使って開会式や閉会式をやらせていただきました。それから、当日参加したお子さんの保護者の方が、いつもでしたら色々な講座をやっていたのですけれども、今回は、区議会の委員室等を回って、議員の方々にご紹介していただくというようなものもあり、大変好評で、ぜひまた参加したいというような感想もいただきました。

○澤委員 また来年も増えますか。

○生涯学習推進課長 当日は区長室や教育長室、それから議長室などにもお子さんに行っていて、「どんなことをここでやっているのですか」といった素朴な質問に、教育長にも答えていただいたというような状況でございます。

PTAの方々の主催ということで全面協力がありまして、無事に終わりましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

○澤委員 もう1件、図書・文化財課の最後に、港区遺跡展の中で最近の発掘調査からで、何か目玉になるようなものかはあるのですか。興味あるのですけれども、港区の歴史という意味で。

○図書・文化財課長 最近行われた発掘調査では、虎ノ門や新橋地区での民間事業者の開発に伴って、そこから発掘調査等させていただいたりしているものがございます。江戸時代の土器・陶磁器等が出土していると聞いておりますけれども、どのような形で展示させていただくかというところについては、調整中でございます

○澤委員 そこから出土。そうですか。江戸時代のものですね。

○小島委員 新聞報道に人骨がいっぱい出たと。江戸時代のものであれば文化財になる可能性はあるのですか。

○図書・文化財課長 我々としては、人骨等も含め、一応位置づけとしましては、文化財という形で捉えております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

1 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正の概要について

○教育長 それでは最後に、先程の教育長報告事項の1番目に関連して、小島委員から質問があった件です。

○庶務課長 区の法規担当である総務課と、幼稚園教育職員の関係の規定を扱っている特別区人事・厚生事務組合に確認してもらったところ、明確な確認になるかどうかはわかりませんが、条例自体は一遍に議会の方に行っていますので、規則も同様の事務処理が可能であるということがございます。

ただし、こういう規定の改正というのは、直近の状況で審議の上決めることが望ましいという考え方でございます。

それでは、なぜ条例を一遍にしているのかということは、条例改正は議会のご審議をいただくということで、ここは、明快かどうかは別ですが、議会の定例会が年4回というところで、議会での審議の効率化への配慮という言い方で、今回の条例改正も1条2条と、本年度の分と来年度の分とを合わせてやっておりますが、そういうことではないかということでございます。

ちなみに23区で規則をまとめてというのは聞いたことがないという報告はいただいておりますが、明快な理由とは言い切れません。

○小島委員 分かりました。

○教育長 それでは、本日本日予定している案件は全て終了しました。庶務課長、その他何かありますでしょうか。

○庶務課長 特にございませぬ。

「閉会」

○教育長 それでは、次回は12月13日午後1時30分時から開催予定です。よろしくお願ひします。

それでは以上をもちまして、閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前11時22分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 田谷 克裕